



【農事組合法人  
ファーム岡方】

ファーム岡方は、大豆栽培に取り組んでいた二つの組合が合併し、平成19年に設立しました。

大豆栽培を中心に、ホールクロップや水稻栽培にも取り組んでいます。

今年の大豆は、「里のほほえみ」・「あやこがね」の二品種を約17ha作付けし、ホールクロップは約13haの作業を行いました。大豆は、連作に弱い作物なので、ホールクロップ等をうまく取り入れ、作付ける圃場をローテーションするように調整をし、反収250kg、等級2等以上を目指して栽培管理を頑張っております。今後も構成員一同、高品質の大蔵生産を目指して、日々努力してまいります。

(農)ファーム岡方  
代表理事 首藤正人

# 農地利用最適化推進委員会レポート

## 農地利用最適化推進委員になつて



農地利用最適化推進委員  
**小熊 日出幸**  
(太郎代)

葉たばこ栽培を行つていました。栽培をしていた土地はほとんどが借地のため、廃作後、今では借りていた土地の半分が作付けできず、畑が荒れないように定期的に耕耘をしています。

今年で、農地利用最適化推進委員になつて3年が経ちました。主な活動としては、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の3点であります。

農地パトロールで巡回すると、私が住む地域には多数の遊休農地があります。要因として、農家の高齢化と後継者不足が大きな原因だと思います。

15年前、私の親は1.5haほどの

私も農地利用最適化推進委員として、地域の方々に協力していければと思います。

最後に、いつも田植の時期は、東京にいる私の弟から手伝いに来てもらつておりますが、新型コロナウイルスの影響で、県外からの移動ができず、もう3年近く会うことが出来ていません。

では4人しか米農家がないため、引き受けてくれる農家がなかなか決まらないのが現状です。

一日も早く終息し、日常の生活が戻れるよう願っています。

今後は、さらに高齢化が進み離農者が増えていく中、いかに遊休農地を増やさずにいくか、地域の方々と一緒に対策を練つていかなればと思つています。



## 後期農地パトロールについて

11月は後期農地パトロール月間です。

7月に行った前期農地パトロールの結果をもとに、補完調査を実施し、再確認等を行います。

農地は大切な資源です。耕作放棄をせず適正な管理を行い、優良な農地を守っていきましょう。



# 農地利用最適化推進委員レポート

## 稻作農家のこれから



農地利用最適化推進委員  
**星山 正一**  
(長戸呂)

る経営ではなく、園芸との複合経営が必要な時だと思っていました。

今の米価に反しての作業機械の高騰化、後継者問題等で今後ますます離農者の加速が進むのではと危惧しています。

さて、農業新聞の記事で、農渡金額が発表されました。

早い時期から今年の米価下落は、あちらこちらから聞いてはいたものの、いざ金額を目の当たりし、今後の経営改善を考えさせられるものでした。

私の住む岡方地区は、稻作中心の農家がほとんどです。次の世代に農業の魅力を伝えていくにも、これからは稻作に依存す

他の地区から見れば岡方地区

者に恩恵はありません。

では、耕作放棄地は今は少ないと思っていますが、受け皿になる後継者の数には限界があります。その上、やりがいや収入面

など魅力になるものがなければ、次世代には農業に就いてもらえないません。

新型コロナウイルスにより、今はまだ集落での集会なども出来ない状態ではありますが、今後の稻作中心の農業経営について、地域の方々との話し合いも必要だと思います。

の10年で37%減という記事が載っていました。小規模経営の離農が止まらない一方で、生産組合などの団体経営数は10年で25%増、ただ耕地面積においては10年で4.8%減になつてているとのことで、団体経営は増えていても農地を全て受けきれていない状況です。



# 農地を農地以外にする場合には、農地法による手続きが必要です

農業委員会に  
ご相談ください

◆ 農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。

◆ 農地を転用する場合には、農地法の許可が必要です。

市街化調整区域内の農地を住宅や工場など建物の敷地、資材置場、駐車場など農地以外に転用する場合や、一時的な土置き場や仮設の現地事務所等にする場合は、転用の許可が必要です。



◆ 転用の許可には2種類あります。

1 農地の所有者自らがその農地を転用する場合（農地法第4条）

2 農地の所有者から農地を買う又は借りて転用する場合（農地法第5条）

## 農業経営基盤強化促進法による 「貸し借り・売買・交換」について

農地の貸し借りや売買・交換は農地法による許可のほかに、農業経営基盤強化促進法でも行えます。希望される方は、農業委員会または農協へ相談してください。

### 制度の特色

#### 【貸し借り】

- ▶貸し手は、賃貸借の期間が終了すれば農地を自動的に返還してもらえます。  
この場合離作料を支払う必要はありません。
- ▶貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、更新することができます。



#### 貸借期間の終了案内

- ▶該当者には終了の案内を送付しますので、期間更新を希望される場合は忘れずに手続きを行ってください。

#### 【売買・交換】

- ▶所有権移転の登記は、要件を満たしている場合は農業委員会が行います。
- ▶一定の条件により税金の優遇措置が受けられます。  
譲渡所得の800万円の特別控除、不動産取得税・登録免許税の軽減措置

# 農業頑張ってます！



斎藤 茂雄さん（53歳）北区葛塚

私の実家は以前は兼業農家で、子供の頃からよく稲作の手伝いをしており、農業は身近なものでした。また、前職で農家の方々と接する機会が多くあり、次第に職業としての農業を意識するようになりました。農家は栽培というものづくりの職人

であり、育てたものを販売し生業として経営していく経営者でもあります。その2面性とやり方次第での可能性に魅力を感じ、48歳の時に25年勤務した職場を退職し、思い切って農業の世界に飛び込みました。ゼロからのスタートだったので最初は阿賀野市の稻作主体の農業法人に就業しましたが、1年が過ぎる頃に自分が何を作りたいのかイメージができるので、独立就農を決意しました。

その後約1年半、農業関係のアルバイトをしながらトマト農家で研修させていただき、昨年ようやく鳥屋地区でハウスを借りることができ、今年から師匠の味を目指してトマト栽培を始めました。

## ▼苦労したことは

最初に就業した農業法人では、作業に耐えられる体力がつくまでは筋肉痛の日々が続きました。当時はかなりきつかったですが、無我夢中でやるうちになんとか作業をこなせるようになり、今思えばそこでは農業の厳しさと基礎が学べて良かつたと感謝しています。

## ▼農業を始めたきっかけは

勤務した職場を退職し、思い切って農業の世界に飛び込みました。ゼロからのスタートだったので最初は阿賀野市の稻作主体の農業法人に就業しましたが、1年が過ぎる頃に自分が何を作りたいのかイメージができるので、独立就農を決意しました。

その後約1年半、農業関係のアルバイトをしながらトマト農家で研修させていただき、昨年ようやく鳥屋地区でハウスを借りることができ、今年から師匠の味を目指してトマト栽培を始めました。



## ▼今後の目標は

借用したハウスの規格や規模、土質が研修先農家のものと全く違ったため、栽培管理の仕方が思うようにいかず、試行錯誤の連続でした。その

新規参入してからもうすぐ1年がたとうとしています。1人で栽培管理が可能な規模がわかつてきましたので、管理の行き届く範囲の規模で、まずは主力作物であるトマトの品質向上と安定して収量を上げることを目指し、経営を成り立たせること

が当面の課題だと思っています。

これからも勉強の日々が続きますが、さらに知識や経験を積み重ね一人前の農家になることが、ここまでお世話になつた方々への恩返しになると想い、今後も目の前の課題に一つ一つ取り組んでいきたいと思います。

また、ハウスと農地の確保には、県・区役所・農協の担当職員の方々に大変お世話になり、好条件のハウスと畠を借りることができました。

当たり前のことではありますが、農協の職員の方々や周囲の先輩農家の方々から多くのご指導をいただいたおかげで、こうして無事に就農できたと思っています。

# 重要

# 農業用の資産は償却資産申告が必要です

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産（事業で使用している資産）も対象となっています。

償却資産の所有者は、その資産が所在する市町村長へ申告することが、地方税法第383条の規定により義務づけられています。

該当の資産がある場合は、毎年1月末日までに申告をお願いします。

○ 農業で償却資産となる主な例

ビニールハウス、乾燥機、もみすり機、自動選別計量器、保冷庫、パソコンなど

✗ 申告対象外（例）

農舎、トラック、最高速度が35Km/h未満のトラクター、  
自己所有のトラクターのトラクターアタッチメントなど



お問い合わせ  
・申告先

## 新潟市 資産税課 償却資産係

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階  
電話：025-226-2277（直通） E-mail：shisanzei.to@city.niigata.lg.jp

## 全国農業新聞

### 農家の経営と くらしに役立つ情報紙

\*月4回発行（毎週金曜日）

\*購読料：1ヶ月 700円

\*お申し込み

農業委員、推進委員または  
農業委員会事務局へ

☎ 387-1585

## 農業者年金に加入しよう

新しい農業者年金制度は農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて担い手を確保するという目的を合わせ持つ政策年金です。

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する者であれば誰でも加入できます。農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

● 将来受給する年金を自ら積み立てる方式です。

● 条件により保険料に国庫助成があります。

● 保険料を自由に選択できます。

（保険料は月額最低2万円から）

※詳しくは北区農業委員会事務局へ  
☎ (387) 1585

◆編集後記◆

我が国でコロナ禍が問題になつてから、早くも1年が経ちます。

もつとも激しく変化したのは、外国人の消費、いわゆるインバウンド消費です。国内消費はインバウンドだけに限らずお正月、お盆の帰省、冠婚葬祭については花卉の支出も必須なため、農産物の最終需要としては高く、そうした業務用需要が大きく減少したそうです。そうした中、令和3年産米の仮渡金も大きく減額され、農業経営が心配になりますが頑張るしかないです。早急にコロナが終息し、元気な日本を取り戻してほしいのです。

最後に、北区農業委員会だよりの作成にご協力をいただき、大変ありがとうございました。

（編集委員 坂井祐一）

## 総会開催日

11月30日(火)、12月27日(月)、1月31日(月)、2月28日(月)  
\*傍聴者の定員は5名

## 農地の貸付・売買等の締め切り日

●農地法第3条・4条・5条関係

12月8日(木)、1月11日(火)、2月7日(月)、3月9日(水)  
\*毎月受付、各月10日頃が締め切り日です。

●農業経営基盤強化促進法関係  
利用権の設定（賃貸借）

令和4年作付分  
11月25日(木)、12月23日(木)、1月25日(火)、2月25日(金)  
\*利用権設定のほか売買・交換の受付は8月から3月まで。  
各月25日頃が締め切り日です。